

# 環境農林水産常任委員会会議録

平成20年 4 月21日

場 所 第4委員会室

平成20年 4月21日（月曜日）

---

午後 1 時33分開会

---

会議に付託された議案等

○環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・エコクリーンプラザみやぎの浸出水調整池  
について

---

出席委員（7人）

委員	長	宮原	義久
副委員	長	黒木	正一
委員		坂口	博美
委員		蓬原	正三
委員		満行	潤一
委員		松田	勝則
委員		長友	安弘

欠席委員（2人）

委員		外山	三博
委員		野辺	修光

委員外議員（6人）

議員		横田	照夫
議員		山下	博美
議員		鳥飼	謙二
議員		外山	良治
議員		高橋	透
議員		武井	俊輔

---

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	高柳	憲一
環境森林部次長 (総括)	森山	順一
環境森林部次長 (技術担当)	寺川	仁

部参事兼 環境森林課長	飯田	博美
環境管理課長	堤	義則
環境対策推進課長	道久	奉三

---

事務局職員出席者

議事課主査	大野	誠一
政策調査課主査	坂下	誠一郎

---

○宮原委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付しました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の傍聴についてお諮りいたします。

宮崎市の河野氏ほか4名から、執行部に対する質疑を傍聴したい旨の申し出がありました。議会運営委員会の確認決定事項に基づき、先着10名に限り許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後 1 時33分休憩

---

午後 1 時35分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

まず、傍聴をされる皆様をお願いいたします。傍聴人は、受け付けの際にお渡ししました「傍聴人の守るべき事項」にありますとおり、声を

出したり、拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には、速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

**○高柳環境森林部長** 環境森林部長の高柳でございます。

エコクリーンプラザみやぎきの浸出水調整池の問題につきましては、地元を初め、県民の皆様にご心配をおかけしておりますこととおわび申し上げます。

財団法人宮崎県環境整備公社が運営いたしておりますエコクリーンプラザみやぎきにおきましては、最終処分場から排出される浸出水を一時的にためておく浸出水調整池が、地盤沈下によりまして、当初計画の3分の1の部分しか使えない状況にあるとの報告を受けております。

県といたしましては、住民の皆様の安全確保を最優先に考えておりますが、公社によりまして、現在使用している部分につきましては、強固な岩盤に達する支持ぐい等による補強工事によりまして、構造上の安全性が確保され、また、漏水の有無につきましては、周辺の地下水等の継続的な水質調査の結果では、問題がないとのことでもあります。

しかしながら、今後起こり得る大災害等を考えますと、計画どおりすべての浸出水調整池が使用できるよう、早急に補強工事が実施される必要があります。公社、関係市町村と連携をとりながら、安全かつ安定的な施設の運営がなされるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

詳細につきましては、環境対策推進課長から説明をさせます。よろしくお願いいたします。

**○道久環境推進対策課長** それでは、私のほうから常任委員会資料に基づきまして、エコクリーンプラザみやぎきの浸出水調整池について、御説明させていただきます。

おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。まず、エコクリーンプラザみやぎきの概要についてでございます。エコクリーンプラザみやぎきは、県央部の11市町村の県内で発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の処理を行うため、県央市町村と宮崎県環境整備公社が整備した廃棄物処理施設でございます。

(2)の経緯でございますように、県内市町村からの要望を受ける形で、公共関与による管理型産業廃棄物処分場の整備等を行う母体として、3行目でございますが、平成7年3月、宮崎県環境整備公社が設立されました。2つ飛びまして、その後、産業廃棄物だけでなく、県央地区の宮崎市など、当時14市町村——現在は11市町村でございますけれども——の一般廃棄物もあわせて処理する廃棄物総合処理センターの整備に方向を転換し、平成12年5月に現在地へ立地を表明いたしました。2つ飛びまして、平成14年5月には、建設工事に着手し、3行飛びまして、平成17年8月には、現在稼動しております第3号貯水池の、いわゆる浸出水調整池の補強工事を終えまして、平成17年10月、約348億円の経費をかけまして施設が完成し、同年11月に供用を開始いたしております。この施設がエコクリーンプラザみやぎきでございます。

次に、(3)廃棄物処理状況でございます。処理している廃棄物の18年度の実績でございますけれども、総処理量は約16万トン、その内訳は、表にございますように、宮崎市の一般廃棄物、

これが78.8%、その他10市町村の一般廃棄物が16.6%、産業廃棄物が4.6%となっております。

おめくりいただきまして、財団法人宮崎県環境整備公社についてでございます。

同公社は、先ほど申し上げましたように、平成7年3月31日に設立され、エコクリーンプラザみやざきの管理運営を行っております。

平成20年度の職員は、代表者等のところでございますけれども、理事長が県OBの田中義信氏、②にございますように、職員として、県から理事長を含めまして5名、宮崎市の出向職員が7名、川南町から1名、嘱託等9名の合計22名でございます。出捐金につきましては、③にございますが、1億110万円でございますが、県が45.6%を出捐しております。借入金につきましては、総額で22億6,872万5,000円でございますが、産業廃棄物に係る建設費に合ったものがございます。県からの借入金を除く、その下の3つでございますけれども、計20億9,000万円につきましては、県が債務保証をいたしております。

3ページのA3の表をごらんになっていただきたいと思っております。浸出水調整の仕組みについてでございます。まず、左下の①焼却というふうに書いてございますけれども、その施設で焼却した焼却灰、それから、そのほかに、不燃ごみとか産業廃棄物とかをその右側②の埋め立て処理という管理型最終処分場に埋め立てております。管理型最終処分場に降った雨水の一部は埋め立てたごみを浸透するため、これを集水しまして、その右側に③一時貯留とございますけれども、こちらのほうの浸出水調整池で一時的に貯留いたします。その後、この水を、ずっと左に行ってくださいまして、浸出水処理と書いてございますけれども、環境への影響が生じな

いように、浸出水処理施設で処理を行います。その後、この処理した水は、またもとに戻りまして、⑤にありますように塩を脱塩しまして冷却水として利用しているという流れでございます。

おめくりいただきまして、資料の4ページをごらんになっていただきたいと思っております。エコクリーンプラザみやざきの浸出水調整池についてでございます。

まず、(1)の浸出水調整池の現状についてでございます。宮崎県環境整備公社が調整池完成後の平成16年10月から17年2月にかけて水張り試験を行った結果、地盤沈下による漏水が見られたため使用できない状況が判明いたしました。このため、岩盤の比較的良好な第3水槽、この図でいきますと一番右側になりますけれども、これにつきまして、強固な岩盤まで達しにくいを8本設けるとともに、くいを結ぶはり設ける対策を施しまして、現在までこの第3水槽の1万3,000\*平米のみ浸出水の調整池として使用しております。また、最終処分場の埋め立てていない区画をブルーシートで覆うことによりまして、雨水の浸透を防ぎ、浸出水調整池への流入量を減らし、浸出水調整池の容量不足に対応いたしております。

次に、(2)の第3水槽の安全性についてでございます。先ほど申し上げましたように、第3水槽につきましては、強固な岩盤まで達する支持くい8本を設置するなどの補強工事を実施いたしました結果、その後の地盤沈下は観測されておられません。

(3)の漏水の有無については、モニタリング井戸やエコクリーンプラザみやざきの敷地境界の河川におきまして、1カ月に1回の割合で、

※4ページに訂正発言あり

漏水が生じた場合に数値が上昇し漏水の有無を判断できる電気伝導度及び塩素イオン濃度の測定も実施いたしております。

申しわけありませんが、もう一度、3ページの絵のところをごらんになっていただきたいと思っております。右のほうの防災調整池の観測井戸、丸いポツがあると思っておりますけれども、これが井戸でございます。それから、その右側に防災調整池へ排水する調査地点というのがございますけれども、これがいわゆる河川での調査地点でございます。その結果、現在まで漏水を示す数値は観測されておりませんので、浸出水調整池からの漏水はないものと考えております。

4ページにお戻りください。このように、現在は安全性を確保しておりますが、万が一、浸出水調整池の第3水槽からの漏水という緊急事態が生じた場合は、(4)にございますように、まず、最終処分場からの第3水槽への浸出水の流入を停止させる、次に、最終処分場内の浸出水はポンプを使って浸出水処理施設へ送る。第3水槽の破損状況を調査し、速やかに破損箇所を補修する等の対応をとることにより、廃棄物の焼却や埋め立てがストップすることがないようにするとともに、場外への浸出水の流出を防止することとしております。

最後に、エコクリーンプラザみやざきに対する今後の県の対応についてでございます。エコクリーンプラザみやざきは、県民生活に直接影響のある廃棄物を担っており、将来にわたって安定的かつ安全に運営を行っていく必要がございます。特に、最終処分場は、最短でも15年以上の操業を想定しておりまして、長期・安定的な運営のためには、最終処分場からの浸出水を貯留する浸出水調整池についても、当初計画どおりの容量の確保が必要であると考えられます。

また、想定外の大雨、大地震への対応等の観点から、安全性の向上が不可欠でございます。このため、早急に図にあります浸出水調整池の第1-1、第1-2及び第2の補強工事を実施することが必要であるというふうに考えております。県といたしましても、宮崎県環境整備公社及び関係市町村と連携して、適切な対応をとってまいりたいと考えております。

それから、申しわけございません。先ほど、4ページの右上の表のところですがけれども、第3水槽の容量につきまして、1万3,000平米と申し上げたみたいでございます。1万3,000立米の間違いでございます。申しわけございませんでした。

なお、最後のページに、参考までに財団法人宮崎県環境整備公社が記者発表した資料を添付いたしておりますので、ごらんになっていただきたいと思っております。私からの説明は以上でございます。

○宮原委員長 執行部の説明が終わりました。質疑はありませんか。

○松田委員 お伺いいたします。348億——350億近いお金をかけてつくられたこの施設が、試運転で欠点が見つかったと。そこで1億7,000万かけて第3水槽を補修して、稼働が始まっているわけなんです、なぜ、この報告が今に至るまでされなかったのかということが1点と、稼働が始まってもう2年半なんです、その間、ほかの槽の工事、補強等々はどのように至っているのか、お教えいただきたいと思っております。

○道久環境対策推進課長 まず、なぜ今まで報告がなされなかったかという点でございますけれども、私どものほうに最初に御報告いただきましたのが、平成18年7月のことでございます。その当時につきましては、ただ故障していると

というような状況の報告でございまして、大変なことであるというような認識を得ましたのは、平成19年5月に、現在の理事長である田中義信理事長のほうから話が来まして、それで初めて大変なことであるというふうに認識いたしましたところでございます。ただ、その場で早急に発表すべきというのは——確かにそうだろうと思うんですが——ただ、単に大変なことであるというだけで、何らの方策も見えないままに事実を公表するということにつきましては、地元の方々等の混乱を来すのではないかと。やはり一つの方策といいますか、方針といいますか、そちらのほうを一定程度定めてから発表するというのがよろしいのではないかという判断のもとで、おこなってしまったというのが実情でございます。

なお、その他の施設につきましては、特段の不都合が生じているという話は聞いておりません。

**○松田委員** 第一報が平成18年7月の時点で、故障だということで、その時点で3分の1しか稼働していなかったわけなんですけど、県は実地検分をするとか、そのようなことはされているわけですね。

**○道久環境対策推進課長** 施設につきましては、許認可等につきましては、これは宮崎市の管轄になっておりまして、県はその権限はございません。

**○宮原委員長** 次はございませんか。

**○長友委員** まず、供用開始の前に手を打たれたということでありまして、公害防止協定というのが結ばれておるわけですが、「異常時の対応」というところがございまして、その第18条には「甲は、第12条の検査結果並びに施設の適切な稼働に異常を認めるときは、速やかにその状況を乙に報告するものとする」

とありますけれども、この点に関して、地元の廃棄物対策協議会等にお話があったのかどうか、その点を確認したいと思います。

**○道久環境対策推進課長** 報告はなされていなかったというふうに聞いております。

**○長友委員** 正確に廃棄物対策協議会にこの状況を報告をされたというのは、いつになりますか。

**○道久環境対策推進課長** 正式にといいいますか、理事長のほうでお話しになりましたのは、つい最近といいいますでしょうか、新聞報道される直前ではなかったかというふうに記憶しております。

**○長友委員** 先ほどもちょっとお話がありましたけれども、手だてをしてから公表と、こういうようなことでありましたけれども、もし、報道等でこの事実が報道されなければ、これはずっとまだ隠されていたということになりますけれども、その辺については、どういっておつもりだったのでしょうか。ことしの3月ぐらいからでしょうか、各市町村に対して残りの3水槽の工事をしたいということでいろいろ動きがあったというふうに報道されておりますけれども、どういふ住民に対する説明をされようとしていたのか、あるいは議会等に対する説明をされようとしていたのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

**○道久環境対策推進課長** 田中理事長から昨年にお話がありました。それで、私どものほうから財団法人のほうに対しまして、早急にこの件に関する現状と課題をまとめるように指示を出したところがございます。その後、その方向性というんでしょうか、そちらのほうが決まりましたものですから、それで解決の方向へと、いわゆる補強ですか、補強の工事に向けての取

り組みを開始したわけでございます。

○飯田環境森林課長 公社の考え方としましては、補強工事をしないといけないと。ただし、やはりその補強工事をする場合については、財源的なものが必要でございますので、それにつきましては、市町村とか、県もそうでございますけれども、そういうところから手当てをしてもらわないとできないということがございまして、それについて、環境整備公社として組織決定、理事会の決議の上で公表していこうということでございましたので、ただ、そういう財源的な手当てについて、この補強工事については、そういうことが整った上で公表するという意向はあったようでございます。ただ、途中で報道がされまして、まだなかなか全体的に御同意がいただけないという状況ではあります。

○長友委員 最初の試験のときに漏水がわかって、それから1億7,000万という金をかけたということですが、この財源はどこになりますか。どういうふうな予算措置の中でそれは決定をされたのか、その他についてちょっとお尋ねします。

○道久環境対策推進課長 こちらのほうの工事につきましては、公社及び施工管理者である日本技術株式会社、それから施工業者でございます三井を初めとするJV、こちらのほうの三者で話し合いを行いまして負担したというふうにお聞きいたしております。以上です。

○長友委員 県の持ち出し分は幾らですか。

○道久環境対策推進課長 失礼しました。県ではなくて、環境整備公社が3,982万円、日本技術開発が8,676万円、JVのほうがちょうど5,000万円でございます。

○長友委員 それは第3水槽についてのみでありますね。これから第1、第2といえますか、

その辺が残っているわけでありましてけれども、報道等によりますと、ここらあたりに施工者に責任があるかどうか、そこらあたり、弁護士を交えてお話をしているということでございますので、これはこれでまたちょっと調査をしていただかなくちゃいけないだろうというふうに思っています。

○坂口委員 今のに関連してなんですけど、複数の人がそこで負担したということは、負担の根拠があると思うんですよ、負担の根拠が。でないと、好きなだけ出してくださいということでもないし、幾らかかりますと、そのためにはどう財源を確保しましょうと、そのためにはうちがこういう理由でこれだけ出しましょうという根拠があると思うんですね。特に公社が出すとなると、法的根拠と合理性が必要と思うんですよね。そのときの実際金額決定に至った根拠ですね。財源負担をしなければならぬという義務と割合を決めた根拠というのはどうなっていますか。

○道久環境対策推進課長 当初、この工事、見込みとして1億2,000万程度かかるだろうというお話だったということでございます。それで、どこに責任があるのかといったあたりが明確にならなかったということで、公社と日本技術開発、それからJVが三者で負担するということになったみたいです。その後、実際に補強工事をいたしましたところ、先ほどからお話に出ております1億7,000万円余の金額の工事費がかかってしまった。それで、経済的な事情もあるかと思うんですけれども、三者のお話しの結果、先ほど申しあげました金額になったというふうにお聞きいたしております。

○坂口委員 お金はそんなに甘いものじゃないと思うんですよ。会社では、やっぱり会計のそ

れなりの決裁が入っていく。当然そこには理由が要ると思うんですね。ですから、今のはここでちょっと無理だと思いますので、当時の協議簿というのがあると思うんです、負担を決めるに至った。それを次の委員会でも結構ですから、まず、資料として提出されるように。

○道久環境対策推進課長 私、ちょっと素人でわからないんですけども、協議簿というものがあれば、次の委員会の席上で提出させて……。

○坂口委員 2つあるんです。1つ目は、物事をずっと打ち合わせていきながらやる、いわゆる会議のときの記録というのがある。それと同時に、工事を進めるときには、そこで協議したことはすべて協議簿とか指示書とか、そういうものを残さなければならないということになっているんです。また、工事をやられてから、完成してから、17年だからそんなに時間たっていないから、協議簿として残っていると思うんです。三者協議あるいは五者協議、あるいは甲乙協議という、その辺のことを意味していますから、これはここにはないと思いますので、そこには、当然、こういう理由でだれに責任があります、その責任の範囲はこういうことです、あなたはここに瑕疵があった、あるいはここに合理的な落ち度があった、あるいは意図的なものがあったから割合はこうなりますということを詰めていかなきゃ、企業も、特に公的なお金はそうですけど、民間でも絶対会計の決裁がおりにないですよ。現場の損失を簡単に金を出して……。だから、その協議簿というのは保存されておるはずですよ。

○道久環境対策推進課長 それでは次回の委員会の席に提出させていただきたいと思います。

○宮原委員長 よろしくお願ひします。

○長友委員 同じく、公害防止協定の中の管理

体制第2条の中にはこうあります。「甲は、施設内の管理事務所に処理施設の維持管理に従事するほかの職員の監督を行う技術管理者及び廃棄物の受入検査を行う者を配置する」とありますけれども、この技術管理者というのは、こういう施設に関してのそういう事故の有無といいますか、これを監督するというか、そういう責務はないんでしょうかね。どうでしょうか。

○飯田環境森林課長 そういう技術管理者につきましては、例えば、産業廃棄物が適切に処理されているか、そういう処理基準というのをございますので、そういうものがなされておるかどうとか、そういうことについての確認とかいうことをやりますけれども、ただ、この施設がそういうふうに沈下しているとか、そういうことについての権限といいますか、そういうものは本来であれば委員のおっしゃるとおり、そういうのがあってはおかしいというのが原則でございますけれども、実態としてはそういうことで技術管理者の範囲というのは定まっておるところでございます。

○長友委員 それでは、ここの廃棄物処理場に関するさまざまなそういうものに障害が生じたときには、それは直接それを担当する環境整備公社の責任と、こういうことになりませんか。

○飯田環境森林課長 基本的にはそういうことになります。

○坂口委員 そうでなくて、完成検査して引き渡しするまでの立派な工事が担保されるという意味も含めた管理監督責任だと思うんですよ。ですから、契約のあり方に役割分担があって、設計をする会社、施工をする会社、それから施工の管理をする会社、その施工の管理のことだと思うんですよ。僕もそれを今、聞こうと思ったんですけど。それが先ほどのつながるんで

すけど、公社が負担をせざるを得なかったとなると、普通は工事で出た瑕疵というのは、工事を実際した施工業者か、それを設計した設計屋さんか、工事と設計書の整合性、あるいは工事の品質を確保するために張りつけられる施工管理者、これは契約に基づいてやっていくんですね。そこで、先ほどの公社まで負担をしているというところは、そのところがあいまいじゃないかなという今のは質疑なんです。ですから、そこを答えていただかないと。

**○飯田環境森林課長** どうも失礼しました。土木技術管理者とか、建築技師とか、一級建築士とか、そういう観点からということよろしいでしょうか。これにつきましては、先ほど、担当課長のほうから言われたように、設計が妥当だったのか、例えば施工が妥当だったのか、施工管理が妥当だったのかということについて、その当時、そういう担当技師がいましたので、それについてかかわっていると思うんですね。それについては今、公社のほうで、こういう結果になったというのは何らかの原因があったということですので、そのことを究明中であるということでございます。

**○坂口委員** ということは、契約の中で現場の施工を管理する管理会社との契約がこの工事においてはなされているという理解でいいんですね。

**○飯田環境森林課長** そうです。

**○長友委員** 今、問題になっている会社が、どういう調査を行ったのか、そして、その結果に基づいてどういうふうな意見なり報告なりをして、その後、それがどう展開したのかと、こういうことになるわけですけれども、その辺について、わかればまた報告してもらいたいと、こういうふうに思います。

もう一点、地元住民というか、特に直近の上畑地区というのがあるんですけども、20世帯前後だと思えるんですけども、そこが一番直下にありまして、非常にやっぱり心配をしているわけですね。したがって、本当に浸出漏れがないのかと、補修されたところの浸出漏れがないのか、先ほどの説明では、それがいろんな調査からないと、こういうことになっておりますけれども、さらに再び浸出水の処理施設等にポンプでくみ上げたりとかいろいろするわけですから、そこらあたりの推移の状況とかいろんなものからもわかるように、漏水があるかないかというのはわかるようになるんじゃないかと思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

**○堤環境管理課長** 廃棄物の最終処分場等の浸出水の漏水については、通常、電気伝導度というのと塩素イオンで監視するようになっております。それで、この施設の塩素イオンは、調整池に入っているものは大体8,000ぐらいございます。通常は5とか6とか、そういった数字でございまして、それから電気伝導度というのは、塩素イオン等が混入しますと、水溶液の性質として電気が通りやすくなります。電気伝導度も、大体2,000ぐらい汚水のほうはございます。通常は30から40。これが混入いたしますと、実際に観測井戸であるとか、それから防災調整池からの排水だとか、こういったものはかなりそういった数字が上がるわけですけれども、実際の数字を見てみますと、開設前といいますか、17年の5月にも測定しているんですが、そのデータとほとんど変わらないということで、このデータから見る限り漏水はないのではないかと考えております。

**○長友委員** 処理施設の維持管理の項に関して

は、「処理施設の機能を常に適正にするとともに、その管理に当たっては、廃棄物処理法に基づく維持管理基準及び公害防止基準に係る協定の稼働時における公害防止基準を遵守するものとする」とありますので、今おっしゃったように、稼働前のデータ、そして現在のデータ、これをきちんとやっぱり比較をしながらやってもらわなくちゃ困ります。

さらに、その第2に、「甲は、排出源等モニタリングを別表2の項目及び調査地点において行う」とありまして、さらにその結果の公表、それから調査地点の追加というのがありますけれども、このあたりについての必要性というのは公表をされているのかどうか、それから、その調査地点の追加、こういうものの必要性というのをお感じになっていないのかどうか、そのあたりについてお伺いします。

**○道久環境対策推進課長** 水質の検査につきましては、環境科学協会というところをお願いいたしまして、その結果につきましては、いわゆる地元の公民館とか、または対策協議会の会長さんとかというところにお配りして、公民館には掲示してあるというふうにお聞きいたしております。

調査地点の追加の必要性についてでございますけれども、法的には、先ほどお示ししました2地点でございますけれども、ほかに、これは公表はしていないみたいなんですけど、やったほうがいいのかというような意向は持っていらっしゃるというふうにお聞きいたしております。

**○長友委員** ぜひともそれはお願いをしたい。

また、防災調整池というのがございますけれども、漏水したものがここに流れ込む危険はないのか。ここに流れ込みますと、これは農業用

水等にも必要なときには使われるという状況になろうかと思えますし、直接川に流れるわけですから、下流のほうにこれは影響が出てまいるわけですね。そういうことにはなっていないのかどうか。漏れていないということであれば大丈夫なんでしょうけれども、万が一漏れている場合、その辺は技術的にどうなっていますか。

**○道久環境対策推進課長** いわゆる調整池の周辺では、井戸を掘ります。深さ3メートルらしいんですけども、その場合には、中にもし、漏れているとすれば、そちらのほうの観測井戸で確認できると思えますし、また、防災調整池の排出水につきましても、防災調整池の水も流れてまいりますので、その流れている水で調査いたしますので、現在のところ漏れていないというふうに判断いたしております。

**○飯田環境森林課長** 皆さんのペーパー、これを見ていただくとよろしいんですけども、一時貯留する浸出水の下部のほうに、もし漏れたときとか、そういうことの水については、全部集積して最終的に防災調整池のほうに水は流れるようになっているんですね、もし、そういうのがあればですね。だけど、その防災調整池からその下のほうに防災調整池排水調査地点というのがあると思うんですけども、これが結局、川につながっているんですね。上畑川というのにつながっておりますので、この防災調整池の流れの水は、この調査地点まで流れまして、それから川に流れますので、この観測をすれば異常があるかどうかというのは確認できるというふうに判断しているところでございます。

**○長友委員** 最後にもう一点、この公害防止協定の条項の中には、「産業廃棄物の受け入れに關しては、宮崎県内から排出されたものとする」と、こういう条項がございました。しかしなが

ら、こういう条項の解釈といたしますか、法令の解釈といたしますか、そのことによりましてシュレッターダストが県内の車両の台数に匹敵する分だけ受け入れていいんだというような解釈になっておりまして、それを受け入れると。そしてまた、それを最終処分場でも処理していいと、このようなことが、確認が次々となされまして、最初、防止協定を結ぶときにそういう解釈がされまして、また確認書が最近とられておりますけれども、どういう状況で入ってきているのか、その資料の提供をひとつお願いしたいというのと、それからもう一つは、焼却溶融に全部してしまっているのか、それともそのまま埋めているのか。本来ならば、シュレッターダストについては再資源として活用するという方向ならばいいというような条項になっておると思うんですけれども、ちょっと勉強不足かもしれませんけれども、どのような処理を、入ってきている量をやられているのか、やられようとしているのか、そのあたりについて説明ができればお願いをしておきたいと思えます。

**○道久環境対策推進課長** 溶融施設で溶けたものを冷却しますと……。

**○飯田環境森林課長** 委員のおっしゃるとおり、シュレッターダストにつきましては、本来からいいますとそういうことございまして、原則禁止ということでございます。それにつきましては、焼いているか、埋めているかということでございますが、当初は焼いていると。要するにシュレッターダストというのは、焼くことによってサーマルリサイクル、要するにリサイクルになるという観点から、焼却についてはそういうリサイクルに活用できるということでございました。そういう観点で御了解いただいておりますけれども、焼却施設につ

ましては、焼却する能力というのがございまして、それ以上にもし来た場合については、やっぱり埋めざるを得ないということで、今現在、操業を行っているというふうにお聞きしております。その量等につきましては、また必要であれば後日、御提示したいというふうに考えております。

**○長友委員** いずれにしても、大変なものだから管理型処分場と、こういうことになっているわけですね。その浸出水といたしますか、調整池がこういう状況というのは一番困る状況でございまして、こういうことを住民に本当に誠意を持ってお話をしたり、きちんと説明をして万全を期していかなくちゃならないと、こういうふうに強く思うわけですね。私も地元の住民でございまして、浸出水の流れというのは、環境モニタリングでありましたように、大淀川方面に流れているのか、石崎川方面に流れているのかということも一つの問題があるわけでございますけれども、いずれにしろ、もし浸出をするということになりますと、これは重大な地下水の汚染ということになりますので、絶対あってはならないと。この点をくれぐれも関心を持っていただいて、本当に適正な処理をお願いしたいと、こういうふうに思います。以上です。

**○満行委員** 今日まで公表されていなかったということについて、やっぱり一番疑問を持つわけですね。県民、とりわけ、今、長友委員もおっしゃいましたけれども、地元の皆さんの不安というのははかり知れないものがあるだろうと思うんですね。本当に率直に一言で言うと裏切られたというふうに地元の皆さんの思いだろうと思うんですよ。本当に大変な問題が今日まで公表されていなかったと。やっぱり責任の所在と、この問題を今後はっきりしておかないと、先ほど

坂口委員もおっしゃいましたが、今後かかる経費の負担割合とか、新聞には5億円、公社が関係自治体に請求しているとかいう話もあります。一体だれが、何が問題があって今日この瑕疵が出ているのかというのは今から出てくるんでしょうから、ぜひ、そのところははっきりしたいと思うんですが、部長の最初のあいさつの中で、3分の1しか使えないけどという報告は受けていたと。しかし、問題はないと思っているという、担当課長もそういうお答えなんです、今日まで開業してから操業に本当に支障がなかったのか、まず1点目、そこをお願いいたします。

**○道久環境対策推進課長** 基本的に支障はなかったというふうにお聞きいたしております。なお、一時、雨が多いとき、臨時的に現在使っておりません、図の最終埋立場の下のほうの1区画を臨時の貯留場として利用したということはお聞きいたしております。

**○満行委員** 台風14号、17年の9月に来ました。宮崎市近辺もかなりの雨量で、かなりの浸水被害等も出ているわけですよ。そのときも、今までのお答えは問題ないと、検査値に異常はないということですから、あれだけ降った雨でも問題はなかったのか、ちょっと疑うところもあるんですが、問題ないということですので、それはそれで了としておきたいと思うんですが、今後、あれ以上に雨が降る可能性もある。なおかつ、あのときよりも今は、最終処分場は使っているわけですから、同等の雨でももっと影響が今後出るんじゃないかと。地震もあるわけで、その対応も大丈夫なのかなという気がします。大丈夫なのかなというところで一つ聞きたいのは、この許可をするに当たり、完工検査というのはどこが責任を持って完工検査をしてよし

ているわけでしょうか。

**○道久環境対策推進課長** 中核市である宮崎市でございます。

**○飯田環境森林課長** これは、環境整備公社におります建築技師なり土木技師のほうで検査をして受け取ったというふうにお聞きしております。

**○満行委員** 結局、最初からやっぱり不安だったんですけれども、平成11年の軌道修正がされるときに、私は、不安だったのは、県、市町村、県央部の一般廃棄物の関係自治体、そして公社、いろんな団体、自治体が入って、いろんな事業を共同で行う、えてして、こういう事業というのは責任の所在というのがあいまいになってしまう。私はずっと11年から心配をしていたんですけれども、今回、これは公社の責任です、これは宮崎市ですからと言われるんですが、県としては、理事長以下多くの人を公社にも派遣をされているわけで、18年7月に報告を受けた、19年に今の理事長から大変な問題と受けたという、何かどう見ても、県、そして自治体の役割というのはどうなっているのかなという気がしてならないわけなんですけれども、公社が完工検査をして了とされた、でも、すぐ試運転をして水を入れたら水漏れがする、とまらない、それで補強工事をしたということですが、4ページ、そして5ページを見ても書いていないんですけれども、調整池のどこの部分にクラックが入って、どこの部分が浸水箇所なのか。これでいくと調整池が4区分されていますけれども、どの部分がクラックが入っているのか、全部使えないのか、そのあたりの説明をいただきたいと思うんです。

**○道久環境対策推進課長** 申しわけございません。こちらのほうは、どの箇所がクラックが入っ

ているかとかいうことにつきましては、把握いたしておりません。

**○満行委員** それでいいんですかね、どうも不思議でならないんですけど。これは4区分区切っておりますよね。当初の計画で4つ、この面積が必要だからこの面積だと思うんですよ。3分の1使っていると、あと3分の2は使われていない。これは予備的な部分も含めて必要なんだと、当初の計画になっているわけですから。これは実際使われないのはおかしいはずですよ。それを18年7月に聞いて、19年に聞いて、今日まで県の担当課長が、「いや、わかりません」では済まないんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょう。

**○飯田環境森林課長** 例えば、調整池の中のどこにひびが入ったとか、そういうものについては、やはり確認をやらないと、私どものこの場ではなかなか明確なお答えはできないというのが今現在のところでございます。ただ、お聞きしますと、やはりそういうクラックというか、ひび割れができて水が漏れだしたということで、第3水槽以外は使用できないということで、今日の事態に至っているということでございます。

担当課長としての責任ということの御指摘がございましたけれども、これにつきましては、施設につきましては、宮崎市が許可しておるわけでございますけれども、当然、環境対策推進課長は、それにつきましては、それでは関係ないということは絶対言えません。産業廃棄物については、やはり最終的には県の責務がございますので、その辺については完璧にやっていかないといけないということで、そういう観点からも補強工事をまず優先的にやってということで、私どもは公社に対しては御指導申し上げたところでございます。

**○満行委員** 別に前任課長がどうということを行っているわけじゃなくて、それは今後明らかになることだろうと思うんですけども、結局は、今の段階では、どこがどう悪いのかまだわからないと。それで第3水槽だけは大丈夫だから使っているということなんですかね。18年に報告があって、19年が過ぎ、20年度、もう当初予算も過ぎましたけれども、それが今日まで、一義的には公社でしょう、公社、県、市町村で今後どうするかという協議は進めているということでしょうか。

**○飯田環境森林課長** まず、財源的な裏づけということで、協議を関係市町村、県についてやっておるところでございます、それが一応、確保できるという見通しは、当然、我々関係機関、財政課等と協議していかないといけないわけでございますけれども、それが整った上で、実態を調査した上で、実施設計なりをつくっていった工事をするという運びになろうかと思っております。

**○宮原委員長** 委員の皆様にお諮りいたします。間もなく日程にお示ししておりました14時30分となりますが、引き続き委員会を続けてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○宮原委員長** それでは、満行委員。

**○満行委員** 私だけしゃべってもいけないし、きょうは事実確認だけ、次の常任委員会でお話をすると思うんですけども、納得いかないのは、どこが漏れているか、どういう状況かわからないのに、財政とお金の話をしますと言われても、そうなのかなという気がしてならないんですよ。本来、テーブルの中で、当事者がみんな集まって、どういう破損状態かなとかいう協議をしながら、後から調査をして金額が積み上がる

というんだらうと思うんですけど、最初から財政とか言われてもなかなかぴんと来ないんですが、そのあたりまた次、お聞きをしたいと思いますので、一応、きょうはこれで終わります。

○坂口委員 ダブる分もあるかもわからんですけど、県が知ったのが18年の7月だったですかね、そのときには県のだれが知ったのか、どこからどういうことでどういう報告を受けて、その報告を受けた県の窓口となった人は、その後、どういう対応をしたのか、どんなになっているんですかね。

○飯田環境森林課長 その当時の担当課長は私でございまして、その7月の時点では、口頭というか、それをうちの担当のほうでまとめたペーパーで報告を受けております。一部について使用できない状態になっているということで、これについては原因を究明するというございしました。その後、18年の10月になりまして、環境整備公社の理事長がお見えになって、実際は今のところ1万3,000立米しか使えないけど、今年度については、こういうことでいろんな対策をとることによって乗り切ることができるというだけの報告を受けておりまして、そのときの私の認識が甘かったと言われればそのとおりでございまして、そういう状況を直ちに了知いたしまして、補強工事を十分指導すべきだったと、今になっては思っているところでございませぬ。

○坂口委員 最終的に、まず一つは部長、それからもう一つ知事ですよ。ここが初めて知ったのはいつなんですか。

○飯田環境森林課長 部長につきましては、\*19年度。

○坂口委員 いつですか。

○飯田環境森林課長 昨年度、19年度の第一報

につきましては、7月ごろか8月ごろだったというふうに思うんですけども——失礼しました。18年の7月に私が受けまして、その後すぐ、その当時の部長には御報告をしております。それが18年の10月ということでございませぬ。

○坂口委員 部長に報告したのは18年10月ですか。知事はいつですか。

○飯田環境森林課長 そのときは、先ほども何回も申しましたとおりに、私の認識不足ということもございまして、知事のほうには報告をいたしておりませぬ。

○坂口委員 知事に報告したのはいつですかということですか。

○飯田環境森林課長 現知事に御報告申し上げましたのは、当初、先ほど申しましたけれども……

○坂口委員 ちょっと待ってください。現知事じゃなくて、役職としての知事ですね。

○飯田環境森林課長 失礼しました。先ほどもありましたとおりに、19年度になって初めて、この事態を何とかしないとイケないということがございまして、私どもとしても、直ちに補強工事をするというので、関係機関、大きな、例えば宮崎市とか、協議をして、要するに財源的な裏づけが必要でございませぬので、ある程度の見通しが整ったということで、副知事のほうに20年の2月6日、そして20年の2月21日に知事のほうに報告いたしてあります。

○坂口委員 大変なことが起こったと報告を受けたのは既に平成19年5月ですよ。公社から県に対して、大変なことが起こったと、そこで初めて重大なことだという認識をされたということですけど、認識をされていないということにならないですか。知事にこんなにこの時分だったら。

※このページ右段に訂正発言あり

○飯田環境森林課長 そう言われればそうかもしれないませんが、私どもとしては、まず全体的に公社のほうで現状と課題とか、そういうことを整理する時間とか、それと内部的な協議、また予算的な裏づけがございますので、また、最終的には議会の御承認をいただかないといけないわけがございますけれども、そういうことの協議に時間がかかったのが一つと、あとは一番多くの負担をする宮崎市との協議に時間がかかったということがございまして、それが整った上で私どもは副知事なり知事に伝えたということがございまして、それが遅かったじゃないかと言われれば、委員御指摘のとおりだというふうに考えております。

○坂口委員 遅過ぎると思うんです。これをどうやろうかと、今から何かハード事業をつくっていこうというのなら、積み上げて積み上げて、積み上げて最終決断ということですけど、大変なことが起こったというわけでしょう。やっぱり遅過ぎると思うんですよ。その時点でやっぱり報告すべきで、これは済んだことですけど……。

それから、もう一つ、きょうは環境管理課長が見えていますから、ちょっと聞きたいんですけど、例えば、最終処分場を覆いでかぶせて雨水調整をやっているということですよ。浸出水調整池に入ってくる雨水を落としているということで、当然、毎日出る、予定していたスラグなりは変わらないわけですよ。予定どおり稼働している。ということは、狭い面積に同じ量の最終処分物を処分していくわけですから、当然、有害物質濃度とか、それから塩化物イオン濃度なんかは高まるのが予測されると思うんですよ。浸出水に入ってくるものは、当然。

その状況というのはどんなぐあいになっていますか。調整池に入ってくる浸出水の有害物の含有パーセントでもいいですし、塩化物イオンの濃度でもいいですけど、ここらは当然高まると思うんですけど、どういうぐあいになっていますか、初期の計画と実際の運用の中で。

○道久環境対策推進課長 申しわけありません。把握いたしておりません。

○坂口委員 大事なことなんですよ。塩化物イオン濃度がふえるということは、今度はこれを浸出水処理施設に送り込んで、そこで一定まで濃度を下げていくわけでしょう。処理能力に影響するから、送れる水の量がおのずと変わってくると思うんですよ。

○飯田環境森林課長 浸出水調整池につきましては、要するに、雨水に溶かされたというか、そういうものはろ過されますので、基本的には浸出水調整池の水質の調査とか、そういうのはやりません、基本的にはですね。

○坂口委員 それは絶対違うと思うんですよ。じゃ、浸出水を処理するときにはどう安全性を確保するのか、どういう手間暇をかけるのかのその判断はどこでやるんですか。

○飯田環境森林課長 それは、また浸出水調整池にたまった水、いわゆる汚水は、浸出水処理施設というのがございまして、そちらのほうできれいな水にしていくということで、そこで出すときに水質検査というのは当然されるというふうにお聞きしております。

○坂口委員 処理能力というのはイオン濃度で極端に違うんですよ。1日に何百トンも処理できる機械でも、それは、例えばイオン濃度が極端に低いとき、1,000ミリグラム・パー・リッターぐらいのときは何百トンと処理できますよ。ところが、これが10倍、1万ミリグラム・パー・

リッターぐらいになったら、それこそ何10トン、それぐらいしか処理できないぐらい違うんですよ。だから、入り口・出口で必ずやると思うんです。そして、能力を見ながら、1日何ぼ処理できるんだとなったとき、初めて今度は調整池から何ぼくみ上げれるということで、調整池が1万3,000立米でしょう。それにあと余力が何日あって何日使えるということでの水の調整というのは、全体を見なきゃ水はごまかせないんですよ、出る水だけじゃ。だから、今の説明ではちょっと納得できないし、今の説明が本当だったとしたら、非常にこれは危険なことをやっているということをごまかせないといけない。

**○飯田環境森林課長** 今、委員の趣旨がちょっとわからなくてお答え申しましたけれども、それについてはまた後日、御返答させていただきたいと思います。

**○坂口委員** だから、そこらの認識がどうもです。前もって、きょう委員会を開くことも言っていて、何が質問で出るかということ、我々が安心できるのか、できないのかということと、今度は市町村のサイドにすれば、我々まで金を出す義務があるのか、その2つなんですよね、きょう大事なことは。だから、その基本的なところなんです、今。というのが、例えば、この処理した水は冷却水で使うんだということでしょう、クローズドで処理するんだと。冷却水だって、1日にどれぐらいの冷却水がないと、機械の温度を完全に下げることができないとか、そのためには何トンの水が必要だというのが当然、この施設の構造上出てくるんです。最低限何ぼ必要というのが1つと、これ以上貯水池に水をためるとオーバーフローしてしまう、あるいは沈下がもう少し進んでしまうというよ

うなこと、漏水が始まるというようなこと、その兼ね合いのための一つの大事なポイントで、今、くみ上げている浸出水調整池からのイオン濃度は果たして何ミリグラムあるかというのは大事なことなんです。それによって1日何トン処理できると。だからこれは把握できていると思いますよ、公社は。それがもう一つと、そういうことになってくると、送り出せないから、今度は最終処分場にたまった雨水の水を、未処理の水を処分場で貯蓄せんといかん。その貯蓄にどれぐらいまで最終処分場は耐えられる構造になっているのか、地盤の基礎地盤はどれぐらい安定度があるのか、N値なりがあるのかということところは全体的に見ないとだめで、だから、委員長、要望しますけど、この次はやっぱりそういうところまで説明できる人をこの閉会中の委員会には同席させていただかないと、この委員会は進まないと思うんですよ。

**○飯田環境森林課長** わかりました。そういうことで対応させていただきたいと思います。

**○宮原委員長** よろしくお願ひします。

委員の方でほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○宮原委員長** それでは、委員外議員になりますが、横田議員。

**○横田議員** 委員外議員ですけど、質問をさせていただきます。この施設は、計画段階から、地元住民にとってはダイオキシンとか有害物質が入った汚水が外に出るんじゃないかということで非常に心配をされていたんです。それで、公社側の説明として、そういうのは絶対出ません、出ない施設なんですという説明があつて、それでどこかにつくらないかん施設なんだつたらしようがないということで受け入れてくれたんです。それが開業前にこういう事態に

なったということがわかったのに、それをやっ  
てしまったと。本当に腹立たしい気持ちでい  
っぱいです。うがった考え方もしれませんけど、  
竣工日が決まっていて、その竣工日に合わせて  
第3水槽だけを仮補強して運用に入ったんじ  
ゃないかと、そんなふうに思われてしょうが  
ないんですけど、いかがでしょうか。

**○道久環境対策推進課長** 確かに、11月1日に  
開所するという事は決まっておりました。地  
元市町との約束で、一応、施設ができ上が  
ったら試しというんでしょうか、そういう  
ものがありましたので、一定程度、慌てる  
というんでしょうか、そういうものはあ  
っただろうというふうには推測できるか  
と思います。ただ、11月1日に間に合う  
ようにするためだけにそういう工事をし  
たのではなくて、いわゆる財源的なもの、  
こちらのほうも大きな要素ではなかつた  
かというふうに考えております。

**○横田議員** 地元住民にとっては、ダイ  
オキシンとか有害物質が入った汚水とか  
いうのは命にかかわることだと思うん  
ですよ。例えば、飛行機が離陸前に何  
か異常がわかたら絶対離陸しないじゃ  
ないですか。原因究明して、ちゃんと  
修理ができないと飛び立たないんす  
よね。これも同じだと思うんですよ。開  
業前にそういう事態が発生したことが  
わかっていて、簡単に第3水槽だけを  
補修して開業に至るというのは、と  
ても信じられることじゃないと思うん  
ですよ。本当に地元住民の信頼を裏切  
ることだというふうに思います。

満行委員の質問とちょっと重なります  
けど、予定で4万立方メートルですか、  
の施設をつくらないかんかった理由と  
いいますか、それは何なんですか。当  
然それだけの容積が必要だということで  
4万立方になったと思うんです

よ。それを3分の1で賄い切れるから3  
分の1で動くというのは、どう考えても  
おかしいと思うんですよ。それだけ、3  
分の2の施設は要らんかったんじゃない  
かということになると思うんですよ。多  
分、予備を考えて、もしものことを考  
えてそれだけ大きな容積になったん  
だろうと思いますけど、当然、その予  
備も必要なものですよ。重大な状況  
との報告が19年にあつたということ  
ですけど、17年と全く状況は変わ  
っていないわけですね。何で最初の時  
点で重大な状況という判断に至らな  
かつたんでしょうかね。そこもよく理  
解できないんですけど。

**○道久環境対策推進課長** 18年の7  
月に最初の報告を受けたときには、現  
在調査中という御報告でございましたし、  
10月に当時の理事長がお見えにな  
つたんですけれども、そのときにも、  
何とか処理できるというお話だった  
ものですから、そこらあたりの危機  
意識がちょっと薄れたというん  
でしょうか、申しわけなかつたな  
というふうには感じております。

**○横田議員** この前、温水施設が  
できましたよね。あれでやっぱり塩  
素の入ったお湯が外に出るんじ  
ゃないかということで、地元の人  
たちは非常に心配をしておられ  
ました。そのことを皆さん方に  
質問したら、施設を通って行く  
んだから問題ありませんという  
答えだったんですよ。私もその  
ことを地元で説明しました。でも、  
それも本当に信用でくつとか  
ということになるんですよ。私も  
何かうそを住民に説明したよ  
うな気がして、本当に心苦しい  
んですけど、最初に隠したらだ  
めだと思うんですよ。最初に本  
当のことを住民に説明すれば、  
そんなに不信感募らないと思  
うんですけど、例えば、あれが  
10年、20年たって漏水が起  
きたとかいうんだつたら、それ  
はしょうがないんですけど、開  
業前にそ

ういう状況がわかっていて、それを今まで発表がなかったというのは、本当に住民の怒りは最高になっているんじゃないかなと思います。これをどうやって今後、住民に対して説明していくのか、引き続きこのエコクリーンを稼働していくのか、その考え方をぜひ聞かせていただきたいと思います。

**○道久環境対策推進課長** エコクリーンの管理運営、こちらのほうにつきましては、地元の方々の御理解、それから御協力、こちらのほうが不可欠でございます。それで、公社のほうといたしましては、既に対策協議会の会長さんにはお話ししているということなんですけれども、今後、役員会とか総会というのがございますので、その中で誠意を持って説明させていただきたいというふうに申しております。

それと、申しわけございません。先ほどの4万立米の必要性のことですけれども、その4万立米の容量は、20年平均相当降水量、これは過去20年の中で一番多く降った年の降水量、これが2年連続した場合、それから30年確率相当年降水量、これが2年連続した場合、これを想定して4万立米、それを計画としたというふうになっております。以上でございます。

**○横田議員** 多分そういうことだろうと思いますが、でも、そういう大雨は、もしかすると18年、19年降るかもしれないわけですよね。それは確率ということで、いつ来てもおかしくないと思うんですけど、ですから、そういう想定でつくられた施設であれば、やっぱり開業前にきちんと補修して、改修して動き始めるべきだったというふうに思います。済みません。私ばかり質問するのもあれですから……。この施設は今さらやめるわけにはいかないと思うんですよ。ほかの市町村も今までの施設は壊して

しまっていますので。

済みません、もう一つ、稼働中に第3水槽以外の水槽の補強修理というか、工事というのはできるものなんですか、稼働をしながら。

**○道久環境対策推進課長** 第3水槽と、2とか1とかありますけれども、当然、区切りがあるわけですね。いわばマッチ箱を沈めたような形になっていきますので、その横のほうを壊しながら中に入ります。そして底のほうに、2メートルと聞いたような気がするんですけども、大きな穴をあけて、そしてその中に――申しわけございません。できるということでございます。

**○横田議員** それと、これは本当、素人考えですけど、ブルーシートですよ、私たちの常識的な考えだったら、ブルーシートは台風の際には全く役に立たないと思うんですけど、当然、台風の際に大雨が降るわけで、本当に機能していたのかなという非常に心配はあるんですけど、台風とかにも絶対大丈夫なブルーシートなんですかね。

**○飯田環境森林課長** 私、直接の現場で確認しているわけではございませんけれども、やはりブルーシートが飛ばないように工法でやっているというふうにお聞きしております。

**○横田議員** 私もそれを信じたいと思います。できるだけ早急に地元に対しての、地元が納得してまた今後とも協力していただけるような説明と、今後の方向をお示しいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

**○坂口委員** 混乱が起こったり勘違いが起こるといかんからですけど、4万立米と、大雨の大丈夫か大丈夫でないかの説明が、今のじゃ、ちょっと僕らも混乱すると思うんですよ。ブルーシートが出てきたからそうだと思うんですけど、

調整池はあくまでも最終処分場の全面積に対しての降水確率の設計になっているというのと、今みたいに大雨がずっと降ったときに大丈夫なのかというのは、今度は下のほうの災害防止の調整池の役割というのだから、ブルーシートで覆って3分の1で十分、20年確率、30年かに対応できる量までブルーシートで雨水を排除しているんだという説明をしないと、僕ら、今のじゃ、ちょっとわからないです。再度確認です。

○道久環境対策推進課長 ブルーシートをすることによりまして、いわゆる浸出水調整池に入る水を制限するというので現在、1万3,000立米で対応できているということでございます。どうも申しわけございませんでした。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○武井議員 委員外で失礼をいたします。横田議員と坂口委員と重複する点は避けながら質問させていただきたいと思いますが、まず、県庁の発表といいますか、一連の経緯についての部分をお伺いしたいと思うんですが、このような形で記者発表を、今のこのタイミングで行ったというのはなぜでしょうか。

○飯田環境森林課長 公社は、先ほども申し上げましたとおり、財源的な予算措置ができてからやるという意向は持っていたということでございますけれども、宮日さんのほうでスクープというか、そういう形でやられたものですから、それからどんどん来るとなかなか大変だということもございまして、今回、マスコミの方々に記者発表という形で御説明申し上げようということをしたということでお聞きしております。

○武井議員 一説には内部告発があったんではないかという話があるんですけれども、そういうことがあったかなかったか、そういうことについての確認はされていますか。

○道久環境対策推進課長 確認しておりません。

○武井議員 わかりました。それは結構です。

宮日さんがああいう形で記事を書かれたということがあって発表するということになったということですが、逆に言えば、宮日新聞の新聞報道がなければそのような記者会見、発表等は行われなかった、しなかったということになるのでしょうか。

○道久環境対策推進課長 いわゆる財源的な裏づけというんでしょうか、そういうものができたら、それは当然に公表するという考え方でございます。

○武井議員 先ほどからずっとお話を聞いてまして、財源の話が何度も何度も出てくるんですが、住民の皆さんから見たら、今、ここに危機があるんですよ。私も宮崎市ですけれども、今、ここに危機があるものの発表が、お金があるから、お金が手当てがつくから、つかないから発表する、しないというのは、これは非常にそれが実際の住民感情、住民の皆さんの思いから見たら、どう映るのかというのはどのようにお考えになっていきますか。

○道久環境対策推進課長 確かに、おっしゃるとおりかもしれません。ただ、いわゆる対策が全然見えない段階、その中で第3水槽以外使えないということを発表いたしましたときに、さらに地元住民の方々は不安なりというものをお感じになるのではないかとというふうにご考えております。

○宮原委員長 委員外議員の皆様には申し上げますが、とりあえず簡潔にまとめてやってもらいたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○武井議員 その点はわかりました。今後はなようにお願ひをしたいと思います。

もう一点だけお伺いしたいと思うんですが、

部長に報告があった、これは高柳部長にお伺いしたいと思うんですが、報告を受けて、直ちに知事に報告をその日のうちにでもするというようなことは、実際に課長から聞かれて、御対応されるということはなぜなかったのでしょうか。

**○高柳環境森林部長** 私は19年の10月に理事長から直接説明をお聞きしました。それで、私は、まず最初に、地元住民の方の安全確保というのがどういうふうになっているのかということをお聞きしました。そして、それにつきましては、先ほど来説明をさせていただいていますように、第3水槽についてはこういう形で補強をしています、あるいは水質、漏水の問題につきましても、こういう継続的な調査はやっていますけど、現在ではそういう漏水の状況はありませんということを確認させていただいて、それを前提にしまして、工事を早急にやっぱりやっけないと大変だなということで、一応、そっちのほうを進めるようにと。理事長とは当然、これは公表をしなければいかんということでの認識はありましたんですが、何の対策もなしに事実だけを公表したほうがいいのか、それともある程度対策というのを、今回の場合、そういう安全性の確保、十分かどうかは別にしまして、そういう状況でしたので、そっちのほうを急ごうということで総務部、財政当局にも指示をし、なおかつ、一番大口の処理をいたします宮崎市のほうとも協議をということで協議を進めました。それについては、当然、11月に副知事に上げまして、もちろん、総務部との協議の結果とか、宮崎市との状況も踏まえて、11月に副知事のほうに報告をしたということでございます。

**○武井議員** 最後にしますが、わかりました。

まず、住民の安全確保には、まずは住民に情報を提供することだというのが一番前提だと思

うんですが、ちょっと手段が逆になっているような気がします、それを踏まえてですが、副知事、知事に報告をされたということですが、副知事、知事からそれぞれそのときにどのような意見並びに指示があったかどうか、これを最後にお伺いして終わりにしたいと思います。

**○飯田環境森林課長** まず、副知事の御判断でございすけれども、これについては、やはり補強工事をやらないといけないということで、早急に一番大きな宮崎市との協議をまず進めなさいということでございました。知事につきましても、同じような趣旨で、そのときはある程度調べていたんですけれども、これをやっぱりやるべきであろうということで御意見をいただいております。

**○鳥飼議員** 余り時間がありませんので、簡単に2点だけお尋ねしたいと思います、最初に、完了検査の話が先ほど出ましたけれども、これは公社の技術者が完了検査をしたというような御説明のようだったんですけれども、最終的な認可の責任者というのは宮崎市だと思うんですが、それとの関連を御説明いただけませんか。

**○飯田環境森林課長** 宮崎市は設置許可の関係でございまして、建物とかそういうものがちゃんとできたかというのについては、公社の技術者のほうが検査をするということになっております。

**○鳥飼議員** そうしますと、当然、無事に済みましたよということで報告をして、宮崎市としては問題点がないということで、そのままゴーサインが進んでいったと。当然、宮崎市としては、そのまま進んでいっていいんだというようなことで理解をしていたということでよろしいんですね。

○飯田環境森林課長　そういうことになるというふうに思っております。

○鳥飼議員　理事長は以前、鈴木副知事になっておられたりした経緯がございまして、当初は500億円程度かかるんじゃないかというようなことだったんですが、入札の結果、数十億円単位でこの工事が安く入札があったということで、私もその当時、非常にびっくりしまして、しかし、しっかりした仕事をやってくれば安いにこしたことはないわなということで、委員の皆さん方とも話し合ったことがあるわけです。そういう中で、先ほど言われたのは、18年の7月に県に報告があったということでございました。しかし、17年の11月には施工しているわけです。いろんな瑕疵状態なりがあれば当然、理事会の中で議論がされていると思うんですけれども、その理事会の議事録、そういうものは県は、別法人ですから、当然、公社としては、それを公開して、事実がどうなのかということをやはり明らかにしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。といいますのは、先ほども課長が知ったのはいつかとか、部長がいつか、副知事がいつかということもございまして、副理事長は宮崎市長ですよ。宮崎市長は最初から知っていたのかどうかというようなことにもかかわってまいりますので、そこは明確にさせていただくようお願いをいたしたいというふうに思っております。

○飯田環境森林課長　それでは、そういうことで議事録等について整備させていただきたいと思えます。

○宮原委員長　よろしくお願いをします。

○外山良治議員　今の状況だけお伺いいたします。例えば、公社が100円の車をトヨタに発注したと、成果物が出てきたと、成果物が適正に走

るのかどうかということ判断をするところは公社なんですか。

○飯田環境森林課長　基本的にはそうだとということになります。

○外山良治議員　走ることが確認された場合に、工事代金、契約代金はもう既に払っているわけですか。

○飯田環境森林課長　基本的には検査終了後に支払うということになります。

○外山良治議員　現在、既に払っているわけですか。

○飯田環境森林課長　そうです。

○外山良治議員　払っているということは、すべてクリアしたということ判断して、成果物に対しての対価を払ったということは、業者には責任があるんですか、ないんですか。

○飯田環境森林課長　基本的には、結果としてそういうことで、竣工検査を終えて支払っていただきますけれども、このような事態が生じたということは、やっぱり何らかの問題があるということで、公社としては原因究明をやっておると。その結果、業者に対して、求償できるものがあれば求償していくと。

○外山良治議員　道徳的な支払いということですか。

○飯田環境森林課長　その道徳的な支払いという意味はどういうことですか。

○外山良治議員　おわかりでしょう。今おっしゃったですがね。

○飯田環境森林課長　基本的には道徳的で支払うということとはございませんので、法的権限に基づいて、検査終了したということで支払うということになるかと思えます。

○外山良治議員　先ほどの答弁と全く違いますよ。法的には責任がないとおっしゃったですわ。

○飯田環境森林課長 法的な責任があるかどうかについては、今後、そういう原因究明して……。

○外山良治議員 先ほど、法的な責任はないと。竣工検査がすべて終わって、工事代金、契約代金についてはお支払いしたと。なぜ支払ったかと。

○飯田環境森林課長 それにつきましても、瑕疵担保というのがございますので、10年というのが住宅であればありますので。

○外山良治議員 保証期間ということでしょう。

○飯田環境森林課長 そうです。それで求めるということになります。

○外山良治議員 わかりました。ということは、ちょっと先ほどの答弁と違いますから……。

2点目は、宮崎市の位置づけ、いわゆる工事がすべて終了した、今から車で走っていいかどうかということを宮崎市が判断するわけですね。

○飯田環境森林課長 施設の設置許可は宮崎市の権限になりますので、そういうことになりません。

○外山良治議員 ということは、車があんじょう走るということで今、稼働中ですよ、課長。

○飯田環境森林課長 そのとおりです。

○外山良治議員 ということは、安全、安定で走れるという車を、皆さんたちが申請をして、走行認可申請をして、宮崎市はそれに対してオーケーということを行ったんですか。

○飯田環境森林課長 環境整備公社が設置許可申請を出しまして、それについては許可をしたということになります。

○外山良治議員 宮崎市が許可をしたということですね。

○飯田環境森林課長 施設設置の許可をしたということですね。

○外山良治議員 ですから、安全に走れるという申請をして、それから宮崎市は、申請に基づいて許可をしたということですね。

○飯田環境森林課長 そういうことになります。

○外山良治議員 わかりました。

○宮原委員長 そのほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 ないようでありますので、先ほど、複数の委員から資料の請求が出ておりますので、資料の提出をお願いしたいと思います。次の段階で報告するというのも何点かあったようですので、整理をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、以上をもって本日の委員会を終了させていただきます。委員の皆様、執行部の皆様、御苦労さまでした。

午後3時9分閉会